

代用有価証券等の掛目の変更に伴う
「業務方法書の取扱い」等の一部改正について

I. 改正趣旨

代用有価証券（充用有価証券）の代用価格（充用価格）算出のために時価に乗すべき率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うこととし、「業務方法書の取扱い」、「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」、「商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い」、「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」、「CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い」、「金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い」及び「国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行います。

II. 改正概要

（備 考）

○ 時価に乗すべき率の見直し

1. 証券取引等清算業務において代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行います。
2. CDS清算業務、金利スワップ取引清算業務及び国債店頭取引清算業務において代用有価証券の代用価格算出のために時価に乗じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行います。

・業務方法書の取扱い 第6条の4及び別表第1
・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 第2条の2第2項及び別表4
・商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い 第18条第2項及び別表第1
・商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 第4条第2項及び別表3

・CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い 別表1
・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い 第18条の2第2項及び別表1
・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い 第24条第5項

III. 施行日

上記II. 1. 記載の改正規則については令和8年9月24日、上記II. 2. 記載の改正規則については令和8年8月31日から施行します。

以 上

「業務方法書の取扱い」等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 業務方法書の取扱い
2. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い
3. 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い
4. 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い
5. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い
6. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い
7. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
(当社が指定する通貨) 第6条の4 (略)			(当社が指定する通貨) 第6条の4 (略)		
2 業務方法書第15条の2第3項、第16条第4項、第52条第2項及び第70条第2項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の95</u> とする。			2 業務方法書第15条の2第3項、第16条第4項、第52条第2項及び第70条第2項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の94</u> とする。		
別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		
1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。			1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92
		(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99			(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99
		(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の98</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の98</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の98</u>			(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の97</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の97</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の97</u>
		(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98			(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)

			d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95			d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94
			e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92			e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の90
			f 残存期間30年超のもの 100分の89			f 残存期間30年超のもの 100分の87
(略)						
外国国債証券	(略)					
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86
			(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の83			(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82
			(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79			(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79
			(6) 残存期間30年超のもの 100分の77			(6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の91			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89
			(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の87			(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86
			(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83			(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83
			(6) 残存期間30年超のもの 100分の86			(6) 残存期間30年超のもの 100分の85
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88
			(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86			(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の85
			(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の84			(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83
			(6) 残存期間30年超のもの 100分の83			(6) 残存期間30年超のもの 100分の83

(略)				
特 殊 債 券 (政府保証 債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99	
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99	
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98	
	社債券(新 株予約権付 社債券及び 交換社債券 を除く。)(注 3)(注4)	売買参考統計値が 発表されていない もののうち国内の 金融商品取引所 において上場されて いるもの	金融商品 取 引 所 (注1)に おける最 終 価 格 (注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95
				(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94
				(6) 残存期間30年超のもの 100分の93
円貨建外国 債券(金融 商品取引法 施行令第2 条の11に定 める債券で ある円貨債 券を除く。)(注 3)(注4)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99	
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99	
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98	
		売買参考統計値が 発表されていない もののうち国内の 金融商品取引所 において上場されて いるもの	金融商品 取 引 所 (注1)に おける最 終 価 格 (注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96
				(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の96
				(6) 残存期間30年超のもの 100分の96
(略)				

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

付 則

この改正規定は、令和8年9月24日から施行する。

(略)				
特 殊 債 券 (政府保証 債券を除 く。)(注4)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99	
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99	
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98	
	社債券(新 株予約権付 社債券及び 交換社債券 を除く。)(注 3)(注4)	売買参考統計値が 発表されていない もののうち国内の 金融商品取引所 において上場されて いるもの	金融商品 取 引 所 (注1)に おける最 終 価 格 (注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95
				(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94
				(6) 残存期間30年超のもの 100分の92
円貨建外国 債券(金融 商品取引法 施行令第2 条の11に定 める債券で ある円貨債 券を除く。)(注 3)(注4)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99	
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99	
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98	
		売買参考統計値が 発表されていない もののうち国内の 金融商品取引所 において上場されて いるもの	金融商品 取 引 所 (注1)に おける最 終 価 格 (注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95
				(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92
				(6) 残存期間30年超のもの 100分の92
(略)				

(注) 1.～4. (略)

2～7 (略)

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧																																																																												
(外国通貨の取扱い) 第2条の2 (略) 2 取引証拠金規則第11条、第16条及び第20条の2で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、<u>100分の95</u>とする。 別表4 代用有価証券の時価に乘すべき率に関する表 第9条に規定する時価に乘すべき率として当社が定める率は以下のとおりとする。 <table> <tr> <th>有価証券等の種類</th><th>時価に乘すべき率</th></tr> <tr> <td rowspan="35"> 国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。) </td><td>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</td></tr> <tr> <td>a 残存期間1年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>b 残存期間1年超5年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>c 残存期間5年超10年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の98</td></tr> <tr> <td>d 残存期間10年超20年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の95</td></tr> <tr> <td>e 残存期間20年超30年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の93</td></tr> <tr> <td>f 残存期間30年超のもの</td></tr> <tr> <td>100分の92</td></tr> <tr> <td>(2) 変動利付国債</td></tr> <tr> <td>a 残存期間1年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>b 残存期間1年超5年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>c 残存期間5年超10年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>d 残存期間10年超20年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>(3) 物価連動国債</td></tr> <tr> <td>a 残存期間1年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>b 残存期間1年超5年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の98</td></tr> <tr> <td>c 残存期間5年超10年以内のもの</td></tr> <tr> <td><u>100分の98</u></td></tr> <tr> <td>d 残存期間10年超20年以内のもの</td></tr> <tr> <td><u>100分の98</u></td></tr> <tr> <td>e 残存期間20年超30年以内のもの</td></tr> <tr> <td><u>100分の98</u></td></tr> <tr> <td>f 残存期間30年超のもの</td></tr> <tr> <td><u>100分の98</u></td></tr> </table>	有価証券等の種類	時価に乘すべき率	国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	a 残存期間1年以内のもの	100分の99	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の98	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の95	e 残存期間20年超30年以内のもの	100分の93	f 残存期間30年超のもの	100分の92	(2) 変動利付国債	a 残存期間1年以内のもの	100分の99	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の99	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の99	(3) 物価連動国債	a 残存期間1年以内のもの	100分の99	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の98	c 残存期間5年超10年以内のもの	<u>100分の98</u>	d 残存期間10年超20年以内のもの	<u>100分の98</u>	e 残存期間20年超30年以内のもの	<u>100分の98</u>	f 残存期間30年超のもの	<u>100分の98</u>	(外国通貨の取扱い) 第2条の2 (略) 2 取引証拠金規則第11条、第16条及び第20条の2で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、<u>100分の94</u>とする。 別表4 代用有価証券の時価に乘すべき率に関する表 第9条に規定する時価に乘すべき率として当社が定める率は以下のとおりとする。 <table> <tr> <th>有価証券等の種類</th><th>時価に乘すべき率</th></tr> <tr> <td rowspan="35"> 国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。) </td><td>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</td></tr> <tr> <td>a 残存期間1年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>b 残存期間1年超5年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>c 残存期間5年超10年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の98</td></tr> <tr> <td>d 残存期間10年超20年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の95</td></tr> <tr> <td>e 残存期間20年超30年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の93</td></tr> <tr> <td>f 残存期間30年超のもの</td></tr> <tr> <td>100分の92</td></tr> <tr> <td>(2) 変動利付国債</td></tr> <tr> <td>a 残存期間1年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>b 残存期間1年超5年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>c 残存期間5年超10年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>d 残存期間10年超20年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>(3) 物価連動国債</td></tr> <tr> <td>a 残存期間1年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の99</td></tr> <tr> <td>b 残存期間1年超5年以内のもの</td></tr> <tr> <td>100分の98</td></tr> <tr> <td>c 残存期間5年超10年以内のもの</td></tr> <tr> <td><u>100分の97</u></td></tr> <tr> <td>d 残存期間10年超20年以内のもの</td></tr> <tr> <td><u>100分の97</u></td></tr> <tr> <td>e 残存期間20年超30年以内のもの</td></tr> <tr> <td><u>100分の97</u></td></tr> <tr> <td>f 残存期間30年超のもの</td></tr> <tr> <td><u>100分の97</u></td></tr> </table>	有価証券等の種類	時価に乘すべき率	国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	a 残存期間1年以内のもの	100分の99	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の98	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の95	e 残存期間20年超30年以内のもの	100分の93	f 残存期間30年超のもの	100分の92	(2) 変動利付国債	a 残存期間1年以内のもの	100分の99	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99	c 残存期間5年超10年以内のもの	100分の99	d 残存期間10年超20年以内のもの	100分の99	(3) 物価連動国債	a 残存期間1年以内のもの	100分の99	b 残存期間1年超5年以内のもの	100分の98	c 残存期間5年超10年以内のもの	<u>100分の97</u>	d 残存期間10年超20年以内のもの	<u>100分の97</u>	e 残存期間20年超30年以内のもの	<u>100分の97</u>	f 残存期間30年超のもの	<u>100分の97</u>
有価証券等の種類	時価に乘すべき率																																																																												
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)																																																																												
	a 残存期間1年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	b 残存期間1年超5年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	c 残存期間5年超10年以内のもの																																																																												
	100分の98																																																																												
	d 残存期間10年超20年以内のもの																																																																												
	100分の95																																																																												
	e 残存期間20年超30年以内のもの																																																																												
	100分の93																																																																												
	f 残存期間30年超のもの																																																																												
	100分の92																																																																												
	(2) 変動利付国債																																																																												
	a 残存期間1年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	b 残存期間1年超5年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	c 残存期間5年超10年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	d 残存期間10年超20年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	(3) 物価連動国債																																																																												
	a 残存期間1年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	b 残存期間1年超5年以内のもの																																																																												
	100分の98																																																																												
	c 残存期間5年超10年以内のもの																																																																												
	<u>100分の98</u>																																																																												
	d 残存期間10年超20年以内のもの																																																																												
	<u>100分の98</u>																																																																												
	e 残存期間20年超30年以内のもの																																																																												
	<u>100分の98</u>																																																																												
	f 残存期間30年超のもの																																																																												
	<u>100分の98</u>																																																																												
有価証券等の種類	時価に乘すべき率																																																																												
国債証券(物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)																																																																												
	a 残存期間1年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	b 残存期間1年超5年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	c 残存期間5年超10年以内のもの																																																																												
	100分の98																																																																												
	d 残存期間10年超20年以内のもの																																																																												
	100分の95																																																																												
	e 残存期間20年超30年以内のもの																																																																												
	100分の93																																																																												
	f 残存期間30年超のもの																																																																												
	100分の92																																																																												
	(2) 変動利付国債																																																																												
	a 残存期間1年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	b 残存期間1年超5年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	c 残存期間5年超10年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	d 残存期間10年超20年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	(3) 物価連動国債																																																																												
	a 残存期間1年以内のもの																																																																												
	100分の99																																																																												
	b 残存期間1年超5年以内のもの																																																																												
	100分の98																																																																												
	c 残存期間5年超10年以内のもの																																																																												
	<u>100分の97</u>																																																																												
	d 残存期間10年超20年以内のもの																																																																												
	<u>100分の97</u>																																																																												
	e 残存期間20年超30年以内のもの																																																																												
	<u>100分の97</u>																																																																												
	f 残存期間30年超のもの																																																																												
	<u>100分の97</u>																																																																												

		(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 f 残存期間30年超のもの 100分の89			
(略)					
外国国債証券	(略)				
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の83 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77			
		ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の91 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の87 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の86		
			フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の84 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83	
				(略)	
				特殊債券(政府保証債券を除く。) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の93

	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の90 f 残存期間30年超のもの 100分の87	
(略)		
外国国債証券	(略)	
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の85
	フランス共和国政府が発行するユーロ建債券	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の85 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
(略)		
特殊債券(政府保証債券を除く。) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	

円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の96 (6) 残存期間30年超のもの 100分の96
付 則 この改正規定は、令和8年9月24日から施行する。	

円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
(当社が指定する通貨)			(当社が指定する通貨)		
第18条 (略)			第18条 (略)		
2 業務方法書第68条第4項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の95</u> とする。			2 業務方法書第68条第4項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の94</u> とする。		
別表第1			別表第1		
充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表			充用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		
1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。			1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92
		(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99			(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99
		(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の98</u>			(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の97</u>

	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98 f 残存期間30年超のもの 100分の98 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 f 残存期間30年超のもの 100分の89
(略)			
外国国債証券	(略)		
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の83 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の91 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の87 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の86
	フランス共和国政府が発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の84 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
(略)			
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98
社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の93

	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 f 残存期間30年超のもの 100分の97 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の90 f 残存期間30年超のもの 100分の87
(略)			
外国国債証券	(略)		
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の90 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の88 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の86 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の82 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の79 (6) 残存期間30年超のもの 100分の77
	ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の86 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の85
	フランス共和国政府が発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の92 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の85 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の83 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
(略)			
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98
社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92

円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの	100分の99
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの	100分の98
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	(4) 残存期間10年超20年以内のもの	<u>100分の96</u>
			(5) 残存期間20年超30年以内のもの	<u>100分の96</u>
			(6) 残存期間30年超のもの	<u>100分の96</u>
(略)				

(注) 1. ～ 4. (略)
2 ～ 7 (略)

付 則

この改正規定は、令和8年9月24日から施行する。

円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券を除く。）（注3）（注4）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの	100分の99
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの	100分の99
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの	100分の98
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	(4) 残存期間10年超20年以内のもの	<u>100分の95</u>
			(5) 残存期間20年超30年以内のもの	<u>100分の92</u>
			(6) 残存期間30年超のもの	<u>100分の92</u>
(略)				

(注) 1. ～ 4. (略)
2 ～ 7 (略)

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧				
(外国通貨の取扱い) 第4条 (略) 2 取引証拠金規則第14条、第18条及び第23条で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の95</u> とする。			(外国通貨の取扱い) 第4条 (略) 2 取引証拠金規則第14条、第18条及び第23条で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、 <u>100分の94</u> とする。				
別表3 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表			別表3 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表				
1 (略) 2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。			1 (略) 2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。				
有価証券等の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券等の種類	時価	時価に乗すべき率		
国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92		
		(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99			(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99		
		(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の98</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の98</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の98</u>			(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の97</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の97</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の97</u>		
		(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95			(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94		
		売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの			金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)

			e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92			e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の90				
			f 残存期間30年超のもの 100分の89			f 残存期間30年超のもの 100分の87				
(略)										
特 殊 債 券 (政府保証 債 券 を 除 く。)(注4)	日本証券業協 会が売買参考 統計値を発表 するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99	特 殊 債 券 (政府保証 債 券 を 除 く。)(注4)	日本証券業協 会が売買参考 統計値を発表 するもの	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99			
			(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99				(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99			
			(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98				(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98			
	社債券(新 株予約権付 社債券及び 交換社債券 を 除 く。)(注 3)(注4)(注 5)	売買参考統計 値が発表され ていないもの のうち国内の 金融商品取引 所において上 場されている もの	金融商品 取引所(注 1)における 最終価 格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95	社債券(新 株予約権付 社債券及び 交換社債券 を 除 く。)(注 3)(注4)(注 5)	売買参考統計 値が発表され ていないもの のうち国内の 金融商品取引 所において上 場されている もの	金融商品 取引所(注 1)における 最終価 格(注2)	(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95		
				(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94				(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94		
				(6) 残存期間30年超のもの 100分の93				(6) 残存期間30年超のもの 100分の92		
(略)				(略)						
(注) 1. ～ 7. (略)				(注) 1. ～ 7. (略)						
3 (略)				3 (略)						

付 則

この改正規定は、令和8年9月24日から施行する。

CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新

別表 1 代用有価証券の代用価格等に関する表

代用有価証券の代用価格等に関する表

代用有価証券の種類	時価（注 1）	時価に乗すべき率（注 2）	
国債証券	日本証券業協会が売買統計値を公表するもの	（1）国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間 1 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 c 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 8 d 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 5 e 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 3 f 残存期間 3 0 年超のもの 1 0 0 分の 9 2 （2）変動利付国債 a 残存期間 1 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 c 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 d 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9	
		（3）分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間 1 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 c 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 8 d 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 5 e 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 2 f 残存期間 3 0 年超のもの 1 0 0 分の 8 9	
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注 3）における最終価格（注 4）	
（略）			
（注） 1. ～ 4. （略）			
付 則			
この改正規定は、令和 8 年 8 月 3 1 日から施行する。			

旧

別表 1 代用有価証券の代用価格等に関する表

代用有価証券の代用価格等に関する表

代用有価証券の種類	時価（注 1）	時価に乗すべき率（注 2）	
国債証券	日本証券業協会が売買統計値を公表するもの	（1）国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間 1 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 c 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 8 d 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 5 e 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 3 f 残存期間 3 0 年超のもの 1 0 0 分の 9 2 （2）変動利付国債 a 残存期間 1 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 c 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 d 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9	
		（3）分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間 1 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 1 0 0 分の 9 9 c 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 8 d 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 4 e 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 0 f 残存期間 3 0 年超のもの 1 0 0 分の 8 7	
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注 3）における最終価格（注 4）	
（略）			
（注） 1. ～ 4. （略）			
付 則			
この改正規定は、令和 8 年 8 月 3 1 日から施行する。			

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新				旧			
(当社が定める外国為替相場等) 第18条の2 (略) 2 業務方法書第17条第3項に規定する当社が定める率は、 <u>100分の95</u> とする。				(当社が定める外国為替相場等) 第18条の2 (略) 2 業務方法書第17条第3項に規定する当社が定める率は、 <u>100分の94</u> とする。			
別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表				別表1 代用有価証券の代用価格等に関する表			
代用有価証券の代用価格等に関する表				代用有価証券の代用価格等に関する表			
代用有価証券の種類		時価 (注1)	時価に乗すべき率 (注2)	代用有価証券の種類		時価 (注1)	時価に乗すべき率 (注2)
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの <u>100分の99</u> b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u> c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の93</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の92</u> (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの <u>100分の99</u> b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u> c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の99</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の99</u>	国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券 (変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの <u>100分の99</u> b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u> c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の93</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の92</u> (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの <u>100分の99</u> b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u> c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の99</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の99</u>
	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所 (注3) における最終価格 (注4)	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの <u>100分の99</u> b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u> c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の92</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の89</u>		売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所 (注3) における最終価格 (注4)	(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの <u>100分の99</u> b 残存期間1年超5年以内のもの <u>100分の99</u> c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の94</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の90</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の87</u>
(略)				(略)			
(注) 1. ～ 4. (略)				(注) 1. ～ 4. (略)			
付 則							
この改正規定は、令和8年8月31日から施行する。							

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(代用国債証券の取扱い) 第24条 (略) 2～4 (略) 5 業務方法書第70条の8第2項に規定する当社が定める時価は、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る価格の平均値とし、当社が定める率については、次の各号に掲げる国債証券の区分に従い、当該各号に定めるとおとする。 (1)・(2) (略) (3) 物価連動国債 a・b (略) c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の98</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の98</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の98</u> (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a～c (略) d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の92</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の89</u> (5) (略) 6・7 (略) 付 則 この改正規定は、令和8年8月31日から施行する。	(代用国債証券の取扱い) 第24条 (略) 2～4 (略) 5 業務方法書第70条の8第2項に規定する当社が定める時価は、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る価格の平均値とし、当社が定める率については、次の各号に掲げる国債証券の区分に従い、当該各号に定めるとおとする。 (1)・(2) (略) (3) 物価連動国債 a・b (略) c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の97</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の97</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の97</u> (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a～c (略) d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の94</u> e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の90</u> f 残存期間30年超のもの <u>100分の87</u> (5) (略) 6・7 (略)